

⚠ 消費者注意報 case.4

悪質商法にご用心！

訪問販売(住宅リフォーム)



送り付け商法(健康食品)



詐欺電話

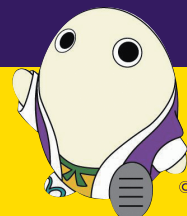
No.3



訪問購入



どうしたら、トラブルを防げるのですか～？

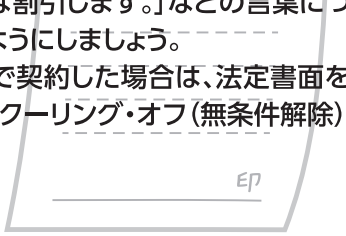


トラブル内容や注意事項

No.1

「無料で点検する。」などと言って訪問し、実際には問題が無いにもかかわらず、「屋根瓦がずれている。」「シロアリがいる。」「床下が腐っている。」などと告げ、消費者を不安にさせてリフォーム工事の契約を結ばせる手口です。「今日契約すれば割引します。」などの言葉につられて急いで契約しないようにしましょう。

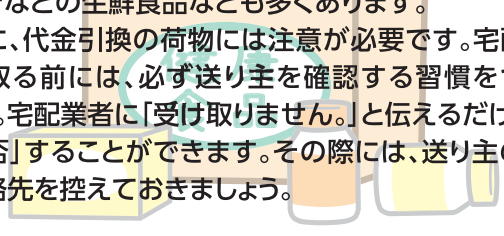
訪問販売で契約した場合は、法定書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフ(無条件解除)ができます。



No.2

注文していないにもかかわらず、突然電話で「注文を受けた商品を送る。」と連絡があり、断っても「あなたは確かに注文している。録音もある。」などと言って商品を送り付けて代金を払わせませす。健康食品の他にカニ・エビ・ホタテなどの生鮮食品なども多くあります。

特に、代金引換の荷物には注意が必要です。宅配便を受け取る前には、必ず送り主を確認する習慣をつけましょう。宅配業者に「受け取りません。」と伝えるだけで「受取拒否」することができます。その際には、送り主の名前や連絡先を控えておきましょう。



No.3

キャッシュカードを交換すると連絡をした後、訪問等によりキャッシュカードを回収する手口です。「キャッシュカードを交換するために必要です。」等と言われ、暗証番号を教えてしまうと、銀行口座からお金が引き出されてしまいます。



No.4

業者に「自宅まで古着などの不用品を買い取りに行く。」と言われ、訪問を許可したところ、買取業者の目的は初めから貴金属の買い取りである場合が多く、トラブルになることがあります。

強い口調で勧誘されると恐怖を感じ、言いなりになってしまうことがあります。物品をいったん業者に渡してしまうと転売や紛失を理由に返品されないことがあります。査定額が妥当なものか比較検討する必要もあります。

訪問購入には8日間のクーリング・オフがあり、期間中は、物品の引渡しを拒む権利があることを覚えておきましょう。

業者が事前に連絡せずにいきなり自宅訪問して勧誘を行うことは、法律(特商法)で禁止されています。

トラブルを避けるための ワンポイント!



- ❶ 業者に言われるままに契約せず、本当に必要なものなのか考えましょう。契約を急がせる業者には注意しましょう。
- ❷ 申し込みをしていないのに商品が届いた場合は、代金の支払い義務はなく、受け取る必要もありません。覚えのない荷物は安易に受け取らないようにしましょう。
- ❸ キャッシュカードの交換を理由に、銀行員や警察官などが自宅を訪問してカードを回収することはありません。不審な電話があったら、本当のことなのか、直接、カード発行店などに問い合わせるようにしましょう。
- ❹ 訪問購入(訪問買取)を利用するときは、ひとりで対応せず、誰かと一緒にいるときにしましょう。訪問購入の契約書に「業者名や連絡先」、「何を何個、いくらで売ったか」の記載がある事を、必ず確認しましょう。



**不安な時は
まずお電話を!**

消費者ホットライン (お近くの消費生活相談窓口につながります)
京都府消費生活安全センター 暮らしの相談
京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン
消費生活土日祝日電話相談 (緊急のみ)

188 (いやや!)
075-671-0004
075-671-0144
075-257-9002